

Title	How do arbitral tribunals determine procedure in international commercial arbitration? : A transnational framework of procedural decision-making
Author(s)	Ribeiro, John
Citation	大阪大学, 2013, 博士論文
Version Type	
URL	<a href="https://hdl.handle.net/11094/59978">https://hdl.handle.net/11094/59978</a>
rights	
Note	著者からインターネット公開の許諾が得られていないため、論文の要旨のみを公開しています。全文のご利用をご希望の場合は、 <a href="https://www.library.osaka-u.ac.jp/thesis/#closed">https://www.library.osaka-u.ac.jp/thesis/#closed</a> 大阪大学の博士論文について <a href="https://www.library.osaka-u.ac.jp/thesis/#closed">https://www.library.osaka-u.ac.jp/thesis/#closed</a> をご参照ください。

***Osaka University Knowledge Archive : OUKA***

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

Osaka University

【9】

氏名	リベイロ ジョン Ribeiro John
博士の専攻分野の名称	博士（国際公共政策）
学位記番号	第 25987 号
学位授与年月日	平成 25 年 3 月 25 日
学位授与の要件	学位規則第 4 条第 1 項該当 国際公共政策研究科国際公共政策専攻
学位論文名	How do arbitral tribunals determine procedure in international commercial arbitration? — A transnational framework of procedural decision-making— (国際商事仲裁において仲裁人はどのように手続きを決めるか。—グローバルな判断枠組みのための試論—)
論文審査委員	(主査) 教授 野村 美明 (副査) 准教授 長田 真里 教授 福井 康太

#### 論文内容の要旨

This paper rationalises a transnational framework of procedural decision-making that may explain how tribunals determine issues of arbitral procedure in practice, and whether or in what ways this will address and inform the procedural expectations of the parties who chose to submit their dispute to international commercial arbitration.

Part I undertakes a doctrinal analysis of the legal norms, propositions and

doctrines within international arbitration's "regulatory web", identifying the (1) extent of procedural freedom enjoyed by the parties and arbitral tribunals and (2) the scope within which issues of procedure can be determined. It is demonstrated that with respect to "internal" arbitral procedure, the focus of the regulation of international arbitration procedure has shifted from linking procedure with domestic court practice to providing for and protecting an "open arena" within which the parties or (in absence of their agreement) arbitral tribunals are free to determine procedure entirely unencumbered by domestic court particularities.

Part II builds off the findings of Part I by examining how – if not prescribed by national arbitration legislation or institutional rules – issues of procedure are determined. It proposes that despite the regulatory dearth, tribunals determine procedure in an identifiable and, to some extent, predictable way. It demonstrates that a transnational approach to procedure does exist, it outlines its framework and demonstrates how its application has led to "scenario-specific" expectations held by arbitral disputants.

#### 論文審査の結果の要旨

国際商事紛争においては、国家裁判所による訴訟の代替として仲裁が利用されることが多い。しかし、詳細な手続ルールが定められている民事訴訟に比べて、仲裁手続の詳細は基本的に私人に委ねられているため、国家法は重大な公共政策に関する強行的枠組みと簡単なルールを定めるのみで、仲裁手続を具体的に進行させるための詳細なルールを設けていない。また、私人が事前に手続ルールを合意することはほとんどなく、国際条約や国際的な仲裁機関の手続ルールも行政的・指針的なものにとどまっている。

しかし、国際商事仲裁の当事者やその代理人弁護士の本拠国は様々であり、法律家は慣れ親しんだ自国の法律や訴訟手続の採用を仲裁でも主張しがちなため、仲裁が開始されてから具体的な仲裁手続をめぐって対立が生じることが多い。この論文は、このような場合に仲裁人はどのような方法で手続を決定すべきか、①仲裁が行われる国や②当事者が所属する国の国内ルールを準用する従来の方法に代わる方法があるのかを論じるものである。

第1部では、仲裁手続に影響を与える各国の法、代表的仲裁機関の手続ルールおよび裁判例を分析し、仲裁実務は、各国のローカルな訴訟手続を重視する①や②の方法から、当事者が仲裁手続を自由に決定できる「自由な領域」を保護する方向にむかう傾向にあることを明らかにする。

第2部では、仲裁に携わる法律家らによって公表された経験に基づく言明および意見を分析し、「自由な領域」において当事者の合意がない場合であっても、仲裁人は公正で効率的な一定の予測可能な「共通手続決定方法」で手続を決定していることを指摘し、このような方法が成立するための条件を明らかにする。そしてこの共通手続決定「方法」が多様な仲裁手続において繰り返し採用されることによって、共通の方法によって紛争や当事者の属性に応じた「手続」が決定されることに対し、当事者の期待が形成されるようになってきたことを、自らも関わった最新の調査で裏付けている。最後に、手続に関する当事者の期待が、手続ルールにまで転化したかどうかについては留保しながら、そのようなグローバルな共通手続ルールの発展可能性を示唆している。

仲裁においては手続も国家法の制限内で当事者が自由に決定できるといわれてきたが、いずれかの国の国内手続に準拠する方法以外は、具体的な決定方法について論じた業績はなかった。この論文は、仲裁関係者が国家を超えたグローバルな決定方法を望んでいることを示した上で、仲裁手続に関するグローバルな共通枠組みが成立するための諸条件とそれに至る方法を明らかにした点で独創的であり、数多くの文献で裏付けられた議論は学問的に価値の高いものと認められる。もっとも、共通ルールの発展可能性を示唆する部分は、論拠となるべき調査結果が公表され分析されてからの課題とし

て残されているといえる。

以上によって、審査員は全員一致でこの論文が博士（国際公共政策）に値すると結論した。